



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 2 月 27 日 (木曜日) 第 84 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○土地改良法施行細則の一部を改正する規則…… (農村整備課) 1

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出…… (農村整備課) 2

人事委員会規則

○住居手当に関する規則の一部を改正する規則…… 2

頁

○令和元年改正県給与条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則…… 3

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…… 4

人事委員会公告

○令和2年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政特別枠))の実施…… 5

○令和2年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政(社会人)))の実施…… 5

規 則

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第8号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則(昭和53年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後							
(総会又は総代会の終了の報告)							(総会又は総代会の終了の報告)							
第37条 [略]							第37条 [略]							
2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。							2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。							
(1)・(2) [略]							(1)・(2) [略]							
							<u>(3) 決算関係書類の承認の決議があった場合には、法第29条の2第4項の規定により知事に提出する決算関係書類</u>							
様式第3号(第4条関係)							様式第3号(第4条関係)							
[略]							[略]							
1 就任役員							1 就任役員							
役名	員内員 外の別	新任再 任の別	任期	氏名	住 所	生年月日	役名	員内員 外の別	<u>耕作者 該当の 有無</u>	新任再 任の別	任期	氏名	住 所	生年月 日
[略]							[略]							
(注) 1・2 [略]							(注) 1・2 [略]							
							3 「耕作者」とは、法第18条第5項第2号及び法第82条第3項第2号に規定する「耕作又は養畜の業務を営む者」をいう。							
							4 [略]							
様式第4号(第5条関係)							様式第4号(第5条関係)							
[略]							[略]							
役名	員内員 外の別	氏 名	住 所	退任の理由	退任の 年月日		役名	員内員 外の別	<u>耕作者 該当の 有無</u>	氏 名	住 所	退任の理由	退任の 年月日	

(注) 不要の文字は、抹消すること。

様式第35号 (第37条関係)

[略]

総会 (総代会) を終了したので、土地改良法施行細則第37条の規定により報告します。

(添付書類)

- 1
2

(注) 不要の文字は、まっ消すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の土地改良法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、大萩土地改良区 (小林市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 2 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

Table with 3 columns: 役 名, 氏 名, 住 所. Rows include 理事 田之上 健一, 理事 古田 富夫, 理事 猿渡 栄作, 理事 川越 治次, 理事 寺田 和弘, 監事 村上 真一, 監事 山崎 政志.

(注) 1 「耕作者」とは、法第18条第5項第2号及び法第82条第3項第2号に規定する「耕作又は養畜の業務を営む者」をいう。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第35号 (第37条関係)

[略]

総会 (総代会) を終了したので、土地改良法施行細則第37条の規定により報告します。(あわせて、土地改良法第29条の2第4項の規定により、決算関係書類を提出します。)

(添付書類)

- 1
2
3

(注) 不要の文字は、抹消すること。

Table with 3 columns: 監 事, 宮 崎 市 夫, 小林市野尻町三ヶ野山3015番地

(任期: 令和 3 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

Table with 3 columns: 役 名, 氏 名, 住 所. Rows include 理事 田之上 健一, 理事 川野 康德, 理事 猿渡 栄作, 理事 川越 治次, 理事 新田 省一, 監事 村上 真一, 監事 山崎 政志, 監事 武 邦 昭.

人事委員会規則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第 1 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年宮崎県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第5条の8第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年宮崎県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者においては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員においては当該復帰）の直前の住居であった住宅（宮崎県職員宿舍管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）に基づく有料の宿舍並びに前条に規定する教職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p> <p>(平成32年3月31日までの間における読替え)</p> <p>第11条 第2条第3号中「給与条例第5条の4第1項」とあるのは、<u>平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は「扶養手当に関する規則の一部を改正する規則（平成29年宮崎県人事委員会規則第17号）附則第3条第1項」と、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は「扶養手当に関する規則の一部を改正する規則（平成29年宮崎県人事委員会規則第17号）附則第4条の規定により読み替えられた同規則附則第3条第1項」とする。</u></p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第5条の8第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年宮崎県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者においては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮崎県条例第4号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮崎県条例第49号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員においては当該復帰）の直前の住居であった住宅（宮崎県職員宿舍管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）に基づく有料の宿舍並びに前条に規定する教職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p> <p>(令和5年4月1日における届出の特例)</p> <p>第11条 <u>令和5年3月31日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年宮崎県条例第23号）附則第5項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に給与条例第5条の8第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第5条第1項の規定により行われた届出（令和元年改正県給与条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則（令和2年宮崎県人事委員会規則第2号）第5条において準用する第5条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和5年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年改正県給与条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和2年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第2号

令和元年改正県給与条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則

(適用除外職員)

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年宮崎県条例第23号。以下「改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 改正条例第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）（以下「改正前給与条例」という。）第5条の8第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

ア 改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第5条の8の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員

イ 改正前給与条例第5条の8の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 施行日の前日において改正前給与条例第5条の8第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

- (3) 改正条例附則第5項に規定する旧手当額が 1,000円以下となる職員
- (4) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員
(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第2条 改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与と条例第5条の8第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第5項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第3号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額
- (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額
- (3) 施行日の前日において改正前給与と条例第5条の8第1項各号のいずれにも該当していた場合 人事委員会と協議して定める額（確認及び決定）

第3条 各任命権者は、施行日の前日に改正前給与と条例第5条の8の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を住居手当に関する規則（昭和49年宮崎県人事委員会規則第30号）第6条第2項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第5項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第4条 改正条例附則第5項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和5年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（住居手当に関する規則の準用）

第5条 住居手当に関する規則第5条から第9条まで（第8条第1項を除く。）の規定は、改正条例附則第5項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第5条第1項中「新たに給与と条例第5条の8第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年宮崎県条例第23号）附則第5項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第6条第1項中「決定し、又は改定し」とあるのは「改定し」と、同条第2項中「前項」とあるのは「令和元年改正県給与と条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則（令和2年宮崎県人事委員会規則第2号）第3条又は前項」と、同規則第8条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第5項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月27日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第3号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験（大学卒業程度）	[略]	他の区分試験の対象とならない業務に従事することを職務とする職	[略]	[略]	職員採用試験（大学卒業程度）	[略]	他の区分試験の対象とならない業務に従事することを職務とする職	[略]	[略]
						一般行政 特別枠		基礎能力 検査 論文試験 人物試験	

[略]	一般行政 (社会人)	教養試験	自己アビ ール試験	論文試験	人物試験	人物調査	人物調査		
							基礎能力		
							検査		
							自己アビ ール試験		
							論文試験		
[略]	一般行政 (社会人)	基礎能力							
[略]		検査							
[略]		自己アビ ール試験							
[略]		論文試験							
[略]		人物試験							
[略]		人物調査							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

令和 2 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政特別枠））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

令和 2 年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政（社会人）））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

--	--